

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：31302

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K00980

研究課題名（和文）日本古代の都鄙間交通と地方官衙

研究課題名（英文）Study of local officials and the Traffic between Town and Country in Ancient Japan

研究代表者

永田 英明（NAGATA, Hideaki）

東北学院大学・文学部・教授

研究者番号：20292188

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、郡家・国府・城柵といった古代地方官衙の機能を、都鄙間・隣国間などの広域的な政治的交通との関わりに注目して再検討をおこなった。具体的には、正税帳などの律令公文類や、『朝野群載』などの公文書文例集に掲載された、使者の派遣時に発行される任符などの文書の分析を中心に研究を行い、さらに交通に関わる木簡・墨書土器などの出土文字資料や官衙遺跡に関する知見を加え、地方官衙における使者への便宜供与を行うシステムを具体的に明らかにし、地方官衙が交通・流通の拠点として果たした役割を解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本古代における地方官衙のあり方を、地域支配との関わりという視点だけでなく、地域を越えた国家支配との関わりという視点から捉え直すことで、都鄙間交通にかかる拠点・施設をこのような地方官衙の機能や変遷をも視野に入れて総体的に把握し直した。木簡などの出土文字資料を活用した研究成果を踏まえることで、従来より指摘されながら十分に深められていない地方官衙の「交通機能」の理解を深めた。そのことを通じて、古代国家・社会を支える都鄙間交通と地方官衙の関係を把握し、都鄙間関係の政治的特質を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this study, I investigated the function of local government office such as "Gu-ke", "Koku-fu", "Jo-saku" and so on, focusing on the political transportation between capital and rural areas in ancient Japan. In particular, I analysed official reports of local finance called "shozei-cho", and documents issued when dispatching official travelers listed in the textbook of official documents such as "Choya-Gunsai". In addition, I investigated about the excavated historical materials such as wooden tablets, earthenware with letters. Based on these results, I clarified the system for providing convenience to official travelers, and the role of local government office as a hub for transportation and logistics.

研究分野：日本古代史

キーワード：都鄙間交通 駅路 郡家 城柵 三関

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

7世紀後半以降全国的に網羅的な形で設置されてきた地方官衙については、それを支える国司制・郡司制などの運営機構や官衙遺跡に関する研究が蓄積されてきた。地方官衙はいうまでもなく、古代国家による地域社会統治、地方支配の拠点として設けられたものであるが、一方でこれらは国家運営に関わって都鄙間を往来する様々な人々の交通や物流を支える役割を持っていたことが、1980年代に原秀三郎・大日方克己氏などの研究者によって注目された。これについては近年更に市大樹氏が国府や軍団など交通路沿いの多様な官衙が果たす役割にも視野を広げる形で論じており、また考古学における官衙研究においても陸上交通や水上交通との関わりが想定できる事例が指摘され、古代官衙と交通の関係がより広く論じられるようになってきている。さらに地方官衙と交通との関わりを想定させる木簡や墨書土器など出土文字資料も増加し、これらを組み込んだ地方官衙の交通機能論を検討する基盤が整いつつある。

しかしながらその一方で、地方官衙の現場において展開されている「交通機能」の具体的なあり方についてはまだ十分に明らかにされているとはいえない。たとえばこの問題を考える上で避けて通ることが出来ない伝馬制についても、その運用の具体的なあり方については基本的な部分で見解が分かれており、必ずしも評価が定まっているとはいえない。その影響もあり、原氏や大日方氏が提起した観点も必ずしも十分に深められているとはいえない状況にある。

2. 研究の目的

古代地方官衙の交通機能の問題は、古代の社会と国家の関係を考える上で重要な視点であり継承されるべきと考える。その意義は二つあげられる。一つは、古代の地方官衙のあり方を、地域支配との関わりという観点だけでなく、広域的な領域支配・都鄙間交通のコントロール拠点という形で、地域を越えた国家運営との関わりという視点から捉え直すこと、もう一つは、駅制や駅路の問題のみに収斂されがちな都鄙間交通にかかる拠点、施設に関する視点をより広い視野で捉え直すことである。

本研究では、こうした課題を克服していくために、地方官衙が都鄙間交通において一体どのような使われ方をしていたのか、その実像をできるだけ具体的且つ詳細に明らかにすることを目指す。これらの分析を通じて、古代国家の運営にかかる都鄙間交通と沿道地域の政治構造や社会との関係、古代の地方官衙が古代国家の広域的な国土経営・支配に果たした役割を明らかにしたいと考えた。

3. 研究の方法

本研究の実施にあたって、以下の四点を作業の柱として構想した第一に、律令公文類の検討である。とりわけ、天平期諸国正税帳の諸使への給食記事は、豊富な情報を提供してくれる基礎資料としてすでに多くの先行研究が取り上げているが、そこに記された用語や記事の構成など資料の基礎的な理解について必ずしも十分な共通理解が形成されていない。関連資料を含めた形でこの点の再検討を行う。第二に、都鄙間交通に使用される文書の検討。『朝野群載』・『類聚符宣抄』や東山御文庫蔵『周易抄』紙背文書などに収載されている、外官や使者の都鄙間往来に発給・持参される文書の機能について分析し、地方官衙において展開される逋送・供給の具体相を検討する。第三に、出土文字資料の情報収集・分析。国府・郡家・駅家・城柵などの地方官衙遺跡で出土している木簡・漆紙文書・墨書土器などの出土文字資料に関する情報を収集・分析し、そこに現れる地方官衙と都鄙間交通や交通路支配の関係について分析する。第四に、地方官衙遺跡及びその周辺地域の現地踏査。第一～第三にあげた文献史料の調査分析にあわせ、地方官衙遺跡あるいはこれに関連する交通路との関わりが予想される古代遺跡の現場を、周辺地域の環境を含めて踏査し、地方官衙と交通路の関係をその立地等を視野に入れて把握し第一～第三にあげた課題に反映させる。

研究は、初年度以降まず第二・第三の課題を中心にして史料の収集・整理及び史料集の作成作業を進め、並行して現地踏査をおこない、2年目以降さらに第一課題の分析を進める。以上の作業を通じて、駅制や伝馬制といった交通制度の問題のみにとらわれず、古代の地方官衙そのものが古代国家の広域的な国土経営・支配に果たした役割を浮き彫りにし、また、その成立や平安期における変質の問題について検討する。

4. 研究成果

本研究の初年度である2019年度は、上記第二・第三課題を中心に作業に着手し、学生アルバイトを雇用し東北・関東地方を中心とした地方官衙での給食や交通に関わる墨書土器・木簡のデータ収集、整理を進め、また平安時代の文例集や記録などの事例の収集に着手した。また、現地踏査については、白石市馬場台遺跡(陸奥国篤借駅家候補地)、岩沼市原遺跡(陸奥国玉前駅家・玉前関候補地)、大石田町駒籠橋遺跡(出羽国野後駅家候補地)など宮城・山形県内の関連遺跡の踏査を数多く実施できた。第2年度である2020年度は、初年度に十分進めることができなかったBの作業の補足とともに、第一課題の作業に着手し、近年に発表された榎英一氏の新しい研究の検証という形で作業を進めた。第二課題の作業についても、前年度に引き続き平安時代の文例集や記録などの事例の収集・分析を行った。第3年度の2021年度は、第一課題の律令の公文類の記事について本格的な分析検討を進め、天平期正税帳の記事の構造的分析を行い、国府や郡家における逋送・供給、使者への接遇の実態について具体的な分析・検討を進めるとも

に、官衙における物資蓄積・輸送と流通経済の関わりについての検討へと関心を発展させ、そうした観点から、とくに米・穀や布などの繊維製品の生産・輸送・流通と官衙・城柵の関係性について多角的な検討を実施し成果を得ることができた。一方現地踏査については、社会的状況から遠方の調査を断念し、かわりに、資料保存機関における原史料調査として宮内庁書陵部で『日本後紀』や『日本逸史私記』などの調査を実施した。しかしながら、研究の総括は、当初予定の3年間で終了させることができず、研究実施期間を2022年度にも延長して行うこととした。第4年目の2022年度は、第三課題に関して東北地方を中心に古代官衙出土の墨書土器における交通関係の資料の再度の見直し、学会・研究会等での情報収集を行うとともに、研究論文等の執筆・公表を進め、また4年間の成果の再点検と総括の作業を進めた。

以上の4年間の研究成果を総括すると、下記のようにまとめることが出来る。

(1) 第一課題としてあげた正税帳などの律令公文の記事の分析を通じて、国郡の「交通機能」に関する検討を実施した。その過程で得られた知見として、正税帳に特有な形で使用される用語概念の再検討があげられる。従来理解が分かれる、正税帳記事における「伝」概念について、天平八年(736)摂津職正税帳に見える「伝食料」や、天平十年(738)周防国正税帳に見える「伝料醸酒」等、従来の研究ではあまり着目されていない表記に注目し、その分析から、「伝食」という概念が巡行国司をも含む、各郡を通過・経過する人々へ供給される食料を広く指す概念であることを確認した。またその上で伊勢国計会帳に見られる「伝食帳」が、こうした巡行国司等を含む通行人への食料供給を、一般の財政報告とは別に記録集計し月単位で各郡から国府へと報告した帳簿であることを明確にし、国府による各郡での給食に対する統制のあり方を明らかにすることができた。

(2) 上記第二課題としてあげた、任符その他の都鄙間交通で使用される文書の機能について、検討した。任符等の文書も駅鈴等の器物も、ともに、派遣・赴任先の国司に開示され使者等の身分を保証する役割を持つと共に、そこに移動する間の路次の国司等に対しても提示され食馬の提供などの便宜供与を依頼する機能をも持つこと、またそうした利用のされ方から考えて、任符等の文書は原則としては、封などが施されずに携行され使者自身が当事者として第三者に提示できたこと、そうした文書における、国司に対する伝食の提供命令と上記(1)で指摘した各郡から国府への「伝食帳」報告とが連動することによって「伝食」の支給に対するコントロールが行われていたこと、一方で平安期には赴任する国司や使者自身が路次の郡司や駅長に対し「伝食」にとどまらない便宜供与を直接依頼する文書を発行するようになる等の変化が生じ、またそうした中で統一的基準に基づく「伝食」供給システムが空洞化していったことなどの見通しを得ることができた。またこうした文書と駅鈴・伝符などの使者が携行する器物の関係性についても検討し、駅鈴・伝符などの器物は、使者が王権から直接信託を受けたことを視覚的に象徴する点に本質があることを再確認した。

(3) こうした郡や駅家を拠点とした交通システムの検討に加え、東北特有の課題として、古代城柵の交通・物流拠点としての性格に関する検討を行った。古代東北の城柵の食米蓄積・供給拠点としての性格については必ずしも十分評価されていないが、「厨」墨書土器や木簡などの出土文字史料や文献史料からの分析からは、秋田城や胆沢城・多賀城など各地の城柵遺跡におけるそうした機能の重要性が指摘できる。城柵のこのような食料蓄積機能は、基本的には、兵士の軍糧と、蝦夷支配における饗給としての用途を想定したものであったと考えられるが、東北の城柵が交通の要衝に主要幹線道を塞ぐような形で設置され、駅家や郡家などと同所に置かれたと考えられる事例が少なくないことから考えても、これらもまた幹線道における公的交通を支える基盤として活用された可能性が考えられる。律令国家の城柵建設においても、たとえば雄勝城の事例などにおいて、このような城柵の交通拠点としての性格が十分考慮されていたと考えられる。

また同時に、こうした城柵に蓄積された稲穀その他の物資は、その現物貨幣としての利便性の高さから、国司や鎮官の私的な交易活動を円滑に行うための媒介として、あるいは城柵の糧米を支給される兵士等の現物貨幣としても利用された。この稲穀の問題に、同じく陸奥出羽において蝦夷に対する禄として活用された布(狭布)の流通の問題を加えて検討することで、城柵が交通拠点であると共に物流・地域経済圏の拠点としての役割を果たしていた可能性をも指摘することが出来た。

(4) 都鄙間交通を支え、コントロールする地方官衙として、伊勢鈴鹿・美濃不破・越前愛発の三関についても検討対象に加え理解を深めることが出来た。具体的には、第一に、第二課題に関する検討の一環として、有事に三関を封鎖する「固関使」が携行する文書や器物についての検討を行い、固関使の任符というべき固関勅符が、駅伝函内に密封された形で使者が携行し、移動途中では開封されず派遣先の国司のみに対し開示される点で一般の国司任符のような路次諸国への開示という機能を持たされていないこと、律令法に見られる「関契」の機能は、一般に指摘される平安期固関儀の「木契」に連なるものではなくむしろこの固関勅符の機能との関わりで理解すべき事などを検討した。また三関そのものの性格についても以前に発表した拙稿を補足しつつ、さらに近江や尾張といった隣接地域への施策をもあわせ考える必要性を指摘し、これらをも含む「畿内東隣接地域」を掌握するための要衝に王権が設置した「城」である点にその本質があるとの見通しを得ることができた。

(5) 以上の研究成果については、その成果をすでに「古代陸奥出羽の穀米と交通 - 流通経済の視点から」(『歴史と文化』65・66号)、「三関の設置 - 畿内東隣地域と王権」(『講座畿内の古

代学』)等の論文として公表し、また東北史学会などの場で口頭報告をおこなった。さらに2023年度中にも学会での報告を予定しており、未発表の成果についても今後さらに公表を進めていく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 永田英明	4. 巻 65・66
2. 論文標題 古代陸奥出羽の穀米と布 - 流通経済の視点から -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 歴史と文化	6. 最初と最後の頁 105-124
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 永田 英明	4. 巻 869
2. 論文標題 書評と紹介 川尻秋生編『古代の都城と交通』（古代文学と隣接諸学8）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 92-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 4件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 永田 英明
2. 発表標題 陸奥国の海道と山道
3. 学会等名 多賀城市埋蔵文化財調査センター歴史講座（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 永田英明
2. 発表標題 固関再考
3. 学会等名 東北史学会2019年度大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 永田英明
2. 発表標題 阿光坊古墳群と古代東北のみち
3. 学会等名 おいらせ町阿光坊古墳館歴史講座（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 永田英明
2. 発表標題 古代東北の物流・交通と地域編成 - 陸奥側の視点から -
3. 学会等名 古代交通研究会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 永田英明
2. 発表標題 文献から見る7世紀の辺境支配
3. 学会等名 日本考古学協会大会（招待講演）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 吉川真司、田中晋作、市大樹、山口英男、吉川敏子、永田英明、上野祥史、田島公、田中史生、遠藤慶太、榎本淳一、広瀬和雄、永山修一、河内春人、小鹿野亮、村田晃一	4. 発行年 2022年
2. 出版社 雄山閣	5. 総ページ数 332
3. 書名 講座畿内の古代学 軍事と対外交渉	

1. 著者名 相澤秀太郎、吉田歆、鈴木琢郎、大堀秀人、永田英明、渡邊俊、黒瀬にな、泉田邦彦、黒田風花、熊谷隆次、鈴木拓也、吉野武、片岡耕平、白根陽子、永井隆之	4. 発行年 2023年
2. 出版社 筑摩書房	5. 総ページ数 272
3. 書名 東北史講義【古代・中世篇】	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------